

応援かつらぎクーポン2025 特定事業者募集要項

◆事業の趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対しての支援を目的とする。

I 応援かつらぎクーポン2025の概要

(1) 名称：応援かつらぎクーポン2025（以下「クーポン券」という。）

(2) 発行者：葛城市

(3) 配布対象者：令和7年3月1日時点で葛城市に住民登録がある者

(4) クーポン券の内容：クーポン券の1枚あたりの額面は500円とし、配布対象者1人あたり1冊5枚綴りを配布する。

(5) 使用期間：令和7年5月15日（木）から令和7年8月31日（日）まで

2 特定事業者参加資格

葛城市内に事業所又は店舗を有し、特定取引により受け取ったクーポン券の換金を申し出ることができ、本募集要項を遵守できる事業者。ただし、次の事業者を除く。

(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。

- (3) 下記4〔クーポン券の利用対象にならないもの〕に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団等（葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）であるとき。
- (6) 暴力団等が経営に関与しているとき。
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 特定事業者の責務

- (1) クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用できる。
- (2) クーポン券と現金の交換は禁止する。
- (3) 釣銭は支払わないこと。
- (4) 綴りから切り離されたクーポン券は原則使用できないが、購入対象者が綴りを持っており、

クーポン券の管理番号からその綴りのものと合致すれば使用できる。

- (5) 特定事業者で独自にクーポン券の使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ購入対象者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示すること。
- (6) 使用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないこと。
- (7) クーポン券の盗難・紛失、滅失に対して、発行者は責を負わない。
- (8) 使用可能店舗であることが明確になるよう、啓発ツール（ポスター等）を購入対象者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (9) 購入対象者が使用するクーポン券について、受け取って問題ないか確認すること。なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し市にも報告すること。また確認用として配布する見本券は、クーポン券を取り扱うすべての従業員に周知すること。
- (10) クーポン券を受け取った時は、クーポン券裏面に事業所名を記入又は押印し、再度流通させないようにすること。また、既にクーポン券裏面に事業所名の記入または押印等があるものは、受取りを拒否すること。
- (11) クーポン券の交換及び売買は行わないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供の取引に使用されたクーポン券のみ換金することができる。

4 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

- (4) 医療・介護保険診療の一部負担支払い
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関する支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他市が指定するもの

5 特定事業者登録申請について

(1) 申請方法

必要事項を記入した「応援かつらぎクーポン2025 参加店登録申込書」を下記の本クーポン券事業のコールセンター宛にメールまたはFAXにて提出すること。なお、チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ場合は、店舗ごとに申請すること。

【宛先】

大阪市中央区平野町3-2-8 淀屋橋MIヒュル 3階 AMUSE内

応援かつらぎクーポン2025 コールセンター

E-mail : katsuragi@amuse-osa.com

FAX : 06-6206-8285

(2) 申請期間

【第1次締切】令和7年4月7日（月）まで ※17時必着

（クーポン券郵送の際に同封する参加店舗一覧に掲載します）

【最終締切】 令和7年8月29日（金）まで ※12時必着

（順次、葛城市ホームページの「応援かつらぎクーポン2025」ページ内の参加店舗に掲載）

（3）特定事業者の登録

募集要項に定める事項に反するところがない場合、特定事業者として参加店舗登録する。ただし、申請内容に虚偽・不備等がある場合又は当募集要項に反する行為を行ったときは、登録を取り消す場合がある。

6 換金について

令和7年8月31日（日）までの特定取引において受け取ったクーポン券裏面に事業所名を記入又は押印し、必要事項を記入した「応援かつらぎクーポン2025 換金用伝票」を添えて換金窓口に郵送するものとする。換金窓口でクーポン券の枚数と換金額の確認を行い、事前に登録した口座へ下記の入金予定日に換金額を振り込む。

換金窓口への提出期間	入金予定日
5月15日～6月30日まで	7月31日
7月1日～7月31日まで	8月29日
8月1日～8月31日まで	9月30日
9月1日～9月30日まで	10月31日

※換金請求期間は、令和7年5月15日（月）から令和7年9月30日（火）までとする。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられません。

7 その他の事項

この要項に記載のない事項に関しては、商工観光プロモーション課及び受託先であるJTB奈良支店と協議のうえ対応を決定する。

お問い合わせ先

【かつらぎ応援クーポン事務局】

応援かつらぎクーポン 2025 コールセンター

TEL : 0120-080376

FAX : 06-6206-8285

Mail : katsuragi@amuse-osa.com

【受託先】

受託先 : JTB 奈良支店

TEL : 0742-30-5100

【お問合せ先・市役所】

奈良県葛城市柿本166番地

葛城市役所 商工観光プロモーション課

Tel : 0745-44-5111

Fax : 0745-44-5008

Mail : syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp

平日 8:30~17:15 (祝祭日を除く)